

土地収用法について正確に理解を深めることができる！

土地収用法 コンメンタール

1. 土地収用法が正確に理解できる

土地収用法について逐条解説を付し、委任法令、告示、通知・通達などについても網羅。

「なぜこの制度があるのか」「なぜ改正されたのか」まで明らかにし、土地収用法についての本質的な理解をサポート。

2. 実務に即した内容

地方公共団体の用地課、土地収用委員会、民間事業者の公共事業実務者向けに構成。

実務対応に必要な法律解釈がすぐに確認でき使いやすい。

3. 重要判例もカバー

土地収用をめぐる重要判例の実務上の争点を取り上げて解説。具体的な事件を通じて、どこが争点になりやすいか、どう判断されてきたかが理解できる。



土地収用法令研究会 編集 青山佳樹 著
A5判・912頁 2025年8月6日発行
定価 13,200円（本体12,000円＋税10%）



こちらからも
商品詳細を
ご覧いただけます

第4章 収用又は使用の手続

（管理手続の開始）

第46条 収用委員会は、第42条第2項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、第40条第1項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに第43条又は第87条ただし書の規定によつて意見書を提出した者に、あらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

3 収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

趣 旨

本条は、収用委員会の審理手続の開始について定めている。その内容は権利取得裁決のための審理についてであり、明渡裁決のための審理については特に規定されていないので、本条の規定を準用するのが妥当である¹⁾。

解 説

1 審理の開始（1項）

（1）公開審理

収用委員会の審理は書面審理ではなく、起業者及び土地所有者等は審理に出席して意見書の提出、口頭による意見の陳述及び申出をする権利が認められている。また審理は原則公開して傍聴を許すものとされているから（62条、63条）、その機会を与えるためには本項の通知が必要とされている。

第46条 審理手続の開始

どの取扱いがなされている²⁾。

（3）審理開始と裁決手続登記との関係

裁決手続開始の決定及びその登記と審理の開始との先後関係について定められた規定はないが、裁決手続開始決定及びその登記の趣旨である、補償金の二重払いを防止し、また、補償金の支払後の土地等の取得者を保護することともに、収用手続の煩雑、特に裁決による補償金等の額の確定に伴う清算の複雑化を防止するという趣旨に鑑み、裁決手続開始の決定・登記により権利者を固定した後に、審理を開始することが望ましい³⁾。

2 審理の期日・場所の通知（2項）

（1）通知対象者

収用委員会は、あらかじめ、審理の期日及び場所を次の者に通知しなければならない。なお、期日の決定に当たっては、あらかじめ当事者に協議をすべき法的義務はない⁴⁾が、事情を確認し、調整することが望ましい⁵⁾。

ア 起業者

イ 裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人

ウ 意見書を提出している土地所有者及び関係人（43条1項）

起業者が意見提出者と土地所有者・関係人が同一人物であることを把握している場合には、当然に、裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人として本項の通知がされる。しかし、起業者がこれを確知して

はしがき／凡例／目次／序説

第1章 総則
第1条 (この法律の目的)
第2条 (土地の収用又は使用)
第3条 (土地を収用し、又は使用することができる事業)
第4条 (収用し、又は使用することができる土地等の制限)
第5条 (権利の収用又は使用)
第6条 (土木、建物等の収用又は使用)
第7条 (土石砂れきの収用)
第8条 (定義等)
第9条 (起業者の権利義務の承継)
第10条 (手続の承継)
第10条の2 (取得した土地の管理)
第2章 事業の準備
第11条 (事業の準備のための立入権)
第12条 (立入の通知)
第13条 (立入の受忍)
第14条 (障害物の伐除及び土地の試掘等)
第15条 (証票等の携帯)
第2章の2 (土地等の取得に関する紛争の処理)
第1節 あつせん
第15条の2 (あつせんの申請)
第15条の3 (あつせん委員)
第15条の4 (あつせんの打ち切り)
第15条の5 (あつせん委員の報告及び退任)
第15条の6 (あつせんの申請の手続等)
第2節 仲裁
第15条の7 (仲裁の申請)
第15条の8 (仲裁委員)
第15条の9 (資料の提出)
第15条の10 (立入検査)
第15条の11 (仲裁委員の報告及び退任)
第15条の12 (仲裁法の準用)
第15条の13 (仲裁の申請の手続等)
第3章 事業の認定等
第1節 事業の認定
第15条の14 (事業の説明)
第16条 (事業の認定)
第17条 (事業の認定に関する処分を行う機関)
第18条 (事業認定申請書)
第19条 (事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)
第20条 (事業の認定の要件)
第21条 (土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取)
第22条 (専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)
第23条 (公聴会)
第24条 (事業認定申請書の送付及び縦覧)
第25条 (利害関係人の意見書の提出)
第25条の2 (社会資本整備審議会等の意見の聴取)
第26条 (事業の認定の告示)
第26条の2 (起業地を表示する図面の長期縦覧)
第27条 (事業の認定に関する処分を行う機関の特例)
第28条 (事業の認定の拒否)
第28条の2 (補償等について周知させるための措置)
第28条の3 (土地の保全)
第29条 (事業の認定の失効)

第30条 (事業の廃止又は変更)
第30条の2 (土地等の取得の完了)
第2節 収用又は使用の手続の保留
第31条 (手続の保留)
第32条 (手続の保留の申立書)
第33条 (手続の保留の告示)
第34条 (手続開始の申立て)
第34条の2 (手続開始の申立書)
第34条の3 (手続開始の告示)
第34条の4 (図面の縦覧)
第34条の5 (手続開始の告示の効果)
第34条の6 (事業の認定の失効)
第3章の2
都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会等
第34条の7
第4章 収用又は使用の手続
第1節 調書の作成
第35条 (土地物件調査権)
第36条 (土地調書及び物件調書の作成)
第36条の2 (土地調書及び物件調書の作成手続の特例)
第37条 (土地調書及び物件調書の記載事項)
第37条の2 (測量等が著しく困難場合の土地調書及び物件調書の作成)
第38条 (土地調書及び物件調書の効力)
第2節 裁決手続の開始
第39条 (収用又は使用の裁決の申請)
第40条 (裁決申請書)
第41条 (裁決申請書の欠陥の補正)
第42条 (裁決申請書の送付及び縦覧)
第43条 (土地所有者及び関係人等の意見書の提出)
第44条 (裁決の申請の特例)
第45条 (裁決申請があつた旨の公告等)
第45条の2 (裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)
第45条の3 (裁決手続開始の登記の効果)
第46条 (審理手続の開始)
第3節 補償金の支払請求
第46条の2 (補償金の支払請求)
第46条の3 (残地収用等に係る補償金の支払請求)
第46条の4 (見積りによる補償金の支払)
第4節 裁決
第47条 (却下の裁決)
第47条の2 (収用又は使用の裁決)
第47条の3 (明渡裁決の申立て等)
第47条の4 (書類の送付及び縦覧)
第48条 (権利取得裁決)
第49条 (明渡裁決)
第50条 (和解)
第5章 収用委員会
第1節 組織及び権限
第51条 (設置)
第52条 (組織及び委員)
第53条 (委員の任期)
第54条 (委員の欠格条項)
第55条 (身分保障)
第56条 (会長)
第57条 (給与)
第58条 (収用委員会の事務の整理)
第58条の2 (抗告訴訟等の取扱い)
第59条 (収用委員会の運営)
第2節 会議及び審理
第60条 (会議及び議決)
第60条の2 (収用委員会の事務の委任)
第61条 (委員の除斥)
第62条 (審理の公開)
第63条 (意見を述べる権利等)
第64条 (会長又は指名委員の審理指揮権)
第65条 (審理又は調査のための権限等)
第65条の2 (代表当事者)
第66条 (裁決の会議等)
第67条
第6章 損失の補償
第1節 収用又は使用に因る損失の補償
第68条 (損失を補償すべき者)
第69条 (個別払の原則)
第70条 (損失補償の方法)
第71条 (土地等に対する補償金の額)
第72条
第73条 (その他の補償額算定の時期)
第74条 (残地補償)
第75条 (工事の費用の補償)
第76条 (残地収用の請求権)
第77条 (移転料の補償)
第78条 (移転困難場合の収用請求権)
第79条 (移転料多額の場合の収用請求権)
第80条 (物件の補償)
第80条の2 (原状回復の困難な使用の補償)
第81条 (土地の使用に代る収用の請求)
第82条 (替地による補償)
第83条 (耕地の造成)
第84条 (工事の代行による補償)
第85条 (移転の代行による補償)
第86条 (宅地の造成)
第87条 (請求、要求の方法)
第88条 (通常受ける損失の補償)
第88条の2 (損失の補償に関する細目)
第89条 (損失補償の制限)
第90条 (起業利益との相殺の禁止)
第90条の2 (補償請求者に関する特例)
第90条の3 (差額及び加算金の裁決)
第90条の4 (過怠金の裁決)
第2節 測量、事業の廃止等に因る損失の補償
第91条 (測量、調査等に因る損失の補償)
第92条 (事業の廃止又は変更等に因る損失の補償)
第93条 (収用し、又は使用する土地以外の土地に因る損失の補償)
第94条 (前3条による損失の補償の裁決手続)
第7章 収用又は使用の効果
第95条 (権利取得裁決に係る補償の払渡し又は供託等)
第96条 (差押え又は仮差押えがある場合の措置)
第97条 (明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等)
第98条 (担保の供託)
第99条 (供託の方法)
第100条 (収用又は使用の裁決の失効)
第100条の2
第101条 (権利の取得、消滅及び制限)
第101条の2 (占有の継続)
第102条 (土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転)
第102条の2 (土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第103条 (危険負担)
第104条 (担保物権と補償金等又は替地)
第104条の2 (起業者が返還を受ける額に係る債務名義)
第105条 (返還及び原状回復の義務)
第106条 (買受権)
第107条 (買受権の消滅)
第8章 収用又は使用に関する特別手続
第1節 削除
第108条から第115条まで 削除
第2節 協議の確認
第116条 (協議の確認の申請)
第117条 (確認申請書の欠陥の補正)
第118条 (協議の確認)
第119条 (確認の拒否)
第120条 (確認処分的方式及び確認書の送達)
第121条 (確認の効果)
第3節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用
第122条 (非常災害の際の土地の使用)
第123条 (緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用)
第124条 (前2条の使用に因る損失の補償)
第9章 手数料及び費用の負担
第125条 (手数料)
第125条の2 (仲載の手続に要する費用の負担)
第126条 (鑑定人等の旅費及び手当の負担)
第127条 (手続費、義務履行費その他の費用の負担、徴収等)
第128条
第9章の2 行政手続法の適用除外
第128条の2
第10章 審査請求及び訴訟
第129条 (収用委員会の裁決についての審査請求)
第130条 (審査請求期間)
第131条 (審査請求に対する裁決)
第131条の2 (事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略)
第132条 (審査請求の制限)
第133条 (訴訟)
第134条
第11章 雑則
第135条 (期間の計算、通知及び書類の送達の方法)
第136条 (代理人)
第137条 (秘密を守る義務)
第138条 (権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)
第139条 (土石砂れきを収用する場合の効果の特例)
第139条の2 (生活再建のための措置)
第139条の3 (権限の委任)
第139条の4 (事務の区分)
第140条 (特別区等の特例)
第140条の2 (政令への委任)
第12章 罰則
第141条
第142条
第143条
第144条
第145条
第146条
事項索引／判例索引／著者略歴／奥付

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
◀ クレジットカードでもお支払いいただけます ▶



第一法規 ストア

検 索



申 込 書 〔第一法規刊〕

書 名	価格	部数
土地収用法 コンメンタール [096370]	定価 13,200円(本体：12,000円+税10%)	部

＊弊社宛お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
＊消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

＊現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

＊代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円 (税込)	＊送料・代引き手数料を含む合計金額は、 商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
	3万円以下の場合、440円 (税込)	
	10万円以下の場合、660円 (税込)	

年 月 日

〒	—		
ご住所			
ご機関名	部署名	☐ 公用 ☐ 私用	
フリガナ ご氏名	TEL	—	—
	E-mail	@	

＜お客様の個人情報の取扱いについて＞

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。
■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX：0120-302-640

書店印